

IPoEアドバンス利用規約【現改比較表】 2021年6月15日現在

～2021年6月14日

2021年6月15日～

第1条～第4条

第1条～第4条

第5条 定義

第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

用語	用語の意味	用語	用語の意味
1～7 (略)	(略)	1～7 (略)	(略)
8 OCN 光端末設備	当社がOCN 光契約者に対して提供する レンタル端末	8 OCN 光端末設備	当社がOCN 光契約者に対してレンタル提供する 当社が別に定めるホームゲートウェイ又は無線LANルータ (注) 本欄に規定する当社が別に定めるホームゲートウェイ又は無線LANルータは、 当社のホームページ (https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ipoeadvance.html) にて公表するものとします。
9 市販ルータ	本サービスの利用を目的に当社の指定する仕様を具備する市販のルータ	9 市販ルータ	当社が別に定める市販のルータ (注) 本欄に規定する当社が別に定める市販のルータは、 当 社 の ホ ム ペ ー ジ (https://www.ntt.com/personal/signup/internet/hikari/ipoeadvance.html)にて公表するものとします。

～2021年6月14日	2021年6月15日～
<p>第6条 本サービスの内容</p> <p>本サービスは、帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある当社所定の通信について、あらかじめ当社が当該通信に他の通信と別の帯域を割り当てる等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和し、IPoE接続を円滑に利用することができる OCN 光のオプションサービスです。</p>	<p>第6条 本サービスの内容</p> <p>本サービスは、本サービス専用に設計した帯域を提供すること及び帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある当社所定の通信について、あらかじめ当社が当該通信に他の通信と別の帯域を割り当てる等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和することでIPoE接続を円滑に利用することができるOCN 光のオプションサービスです。</p>
<p>第7条 サービス品質</p> <p>本サービスは、ベストエフォートのためネットワーク混雑の抑制、通信品質及び通信速度を保証するものではありません。</p>	<p>第7条 サービス品質</p> <p>本サービスは、第6条（本サービスの内容）の規定によりIPoE接続を円滑に利用することができるサービスですが、ベストエフォートのためネットワーク混雑の抑制、通信品質及び通信速度を保証するものではありません。</p>
<p>第8条～第10条 （略）</p>	<p>第8条～第10条 （略）</p>
<p>第11条 契約者による機器等の手配</p> <p>第10条（本サービスの利用条件）に規定する市販ルータを選択する場合において、申込者又は契約者は市販ルータを自らの費用負担にて手配するものとします。なお、市販ルータに関する仕様は、当社が別に定めるものとし、当社による市販ルータの手配は行わないものとします。</p>	<p>第11条 契約者による機器等の手配</p> <p>第10条（本サービスの利用条件）に規定する市販ルータを選択する場合において、申込者又は契約者は市販ルータを自らの費用負担にて手配するものとし、当社による市販ルータの手配は行わないものとします。</p>
	<p>附 則（令和3年6月10日 P S 事推第00793398号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和3年6月15日から実施します。</p>